

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立研究開発法人への寄附を行う法人を対象とした措置である。 （「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に定める法人をいう。）</p> <p>・特例措置の内容 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収 見込額	[初年度] ▲39 (-)	[平年度] ▲39 (-)	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 国立研究開発法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）では、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言（中間報告）」（平成25年5月14日）では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、国立研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき」と明示されている。</p> <p>かかる状況を踏まえ、上記の要望を行うものである。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	総務省の平成27年度概算要求における政策評価体系図において、「IV. 情報通信（ICT政策）、1. 情報通信技術の研究開発・標準化」の推進に資する。 また、「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。
	政策の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限なし
	同上の期間中の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	政策目標の達成状況	国立研究開発法人に移行することが決定している31独立行政法人については、平成25年度実績で 寄附金額 法人：1,498 (百万円)
有効性	要望の措置の適用見込み	法人：508 法人 なお、適用範囲には、特段限定はないと見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国立研究開発法人への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ（寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金として指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の創設を要望。
ページ	3—3